

子ども子育て支援新制度への移行に伴う
寄付行為変更に関するご案内

資料 7

(重要)以下の点について、ご留意ください。

- 国等へ確認しながら、一般的な寄付行為の変更例を参考に作成しましたので、必要に応じて参考にしてください。
- 国から寄付行為の変更にあたっては、私立学校法の規定を踏まえつつ、さらに、学校法人のそれぞれの特殊事情を考慮し、画一的に取り扱うことのないよう留意するよう言われています。このため、必ずしも本記載例どおりの変更が馴染まない場合、それぞれのご事情に応じて変更をお願い致します。
- なお、国から案内あれば改めてお知らせします。
今後、国通知が出て、改めて、寄付行為の記載変更をお願いする場合もございますので、ご了承をお願いいたします。

施設類型	寄付行為
◆ 幼保連携型認定こども園	変更手続きが必要です。 ※平成27年3月27日(金)までに私学大学課あて必要書類をご提出願います。
◆ 幼稚園型認定こども園	
◆ 施設型給付の幼稚園	変更手続きは必要ございません。

- ✓ 幼保連携型認定こども園の「みなし認可」を受ける法人にあっては、当然に変更が想定される事項の変更について届出対応(認可不要)となりますので、4月以降、順次ご提出ください。
(これら以外の変更は従前どおり認可が必要です。)

寄付行為変更(例) 幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
目的	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い〇〇〇〇することを目的とする。	<p>【幼保連携型認定こども園のみ設置の場合】 この法人は、<u>教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進</u>に関する法律に従い、学校教育及び保育を行い〇〇〇〇することを目的とする。</p> <p>※〇〇〇部分は必要に応じて記載</p> <p>【他の学校を設置している場合】 この法人は、<u>教育基本法及び学校教育法</u>並びに、<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進</u>に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。</p>
設置する学校	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 〇〇幼稚園	この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 (1) 幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園

寄付行為変更(例)

幼保連携型認定こども園

項目	現在の記載内容(例)	記載(例)
理事の選任	<p>理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 幼稚園園長 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人</p>	<p>理事は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園園長 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 ○人 (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 ○人</p>
附帯事業	<p>この法人は、次に掲げる附帯事業を行う。</p> <p>(1) 認可保育所「〇〇保育園」</p>	<p>(削る) ※旧認定こども園の認定をうけた幼保連携型認定こども園の連携施設を構成する保育所の認可を廃止する場合など。</p>
その他の項目のうち、名称変更が必要な箇所(随時)	〇〇幼稚園	幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園

平成 年 月 日

大阪府知事

様

主たる園の幼稚園番号
学校法人所在地
学校法人名
理事長名

印

学校法人

寄附行為変更認可申請書

このたび私立学校法第45条の規定により、学校法人 の寄附行為を変更したいので、同法施行規則第4条の規定に基づいて関係書類を添え認可を申請します。

[提出部数] 正副各1部（登記事項の変更に係る場合は3部）

[添付書類]

※ 幼稚園等の設置、廃止を伴わない寄附行為変更の場合

- (1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類
- (2) 寄附行為新旧比較表
- (3) 理事会及び評議員会の決議録
- (4) 現行の寄附行為
- (5) 学校法人の登記簿謄本

※ 幼稚園等の設置に伴う寄附行為変更の場合

- (6) 上記(1)～(5)の書類
- (7) 申請時の財産目録
- (8) 不動産の権利の所属についての登記所の証明書類等
- (9) 不動産以外の重要な財産の権利の所属についての銀行等の証明書
- (10) 不動産その他主たる財産についての価格評価書
- (11) 寄附行為変更後2年の事業計画及びこれに伴う予算書
- (12) 寄附行為変更前2年の財産目録、決算書
- (13) 申請年度の予算書
- (14) 学校設置のための施設費及び設備費の財源調書
- (15) 納付金調書
- (16) 負債償還計画書
- (17) 学校法人の設置する学校の園則
- (18) 学校法人の設置する学校の位置及び園地を明らかにする書類並びに園舎等の配置図及び平面図
- (19) 学校法人の沿革その他参考資料

[備考]

- ① 寄附行為変更認可後、新寄附行為（1部）を提出すること。
- ② 登記事項の変更に係る場合は、登記完了届を提出すること。

〔添付書類の参考例〕

(1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類

この法人は、従来高等学校・幼稚園を設置してきたが、今回新たに○○幼稚園を設置することになったので、これに伴い寄附行為を次のとおり変更する。

- 1 第○条の設置する学校に「○○幼稚園」を追加する。
- 2 附則に次のとおり追加する。

附則

○この寄附行為は大阪府知事の認可のあった日（平成 年 月 日）から施行する。〔第○条、第○条一部改正〕

※ 理事等の選任区分に変更が生じる場合は併せて所要の条文改正を行うこと。

(2) 寄附行為新旧比較表

新	旧
第○条 この法人は前条の目的を達成する……学校を設置する。 ○○○ 高等学校 ○○○ 幼稚園 <u>○○○ 幼稚園</u>	第○条 この法人は前条の目的を達成する……学校を設置する。 ○○○ 高等学校 ○○○ 幼稚園

(3) 理事会及び評議員会の決議録

(添付書類一覧及び書式例を参考のこと)

(4) 現行の寄附行為

(変更前の寄附行為を添付すること)

(5) 申請時の財産目録

財産目録（平成 年 月 日）		
1 資産総額	○○, ○○○, ○○○ 円	
(1) 基本財産	○○, ○○○, ○○○ 円	
(2) 運用財産	○○, ○○○, ○○○ 円	
2 負債総額	○○, ○○○, ○○○ 円	
3 正味資産	○○, ○○○, ○○○ 円	
資産内訳		
A 資 産	○○, ○○○, ○○○ 円	
1 基本財産	○○, ○○○, ○○○ 円	
(1) 園 地	○○○m ²	○○, ○○○, ○○○ 円
(2) 園 舎	○○○m ²	○○, ○○○, ○○○ 円
(3) 図書、教具、備品	○○○点	○○, ○○○, ○○○ 円
2 運用財産	○, ○○○, ○○○ 円	
(1) 現金預金	○, ○○○, ○○○ 円	
B 負 債	○○, ○○○, ○○○ 円	
1 固定負債	○, ○○○, ○○○ 円	
(1) 長期借入金	○, ○○○, ○○○ 円	
C 借用財産		
(1) 園 地	○○○m ²	
(2) 園 舎	○○○m ²	

平成 年 月 日

大阪府知事 様

主たる園の幼稚園番号

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

印

学校法人 寄附行為変更届

このたび、学校法人 の寄附行為を変更したので、私立学校法第45条第2項及び同法施行規則第4条の3第2項の規定に基づきお届けします。

[提出部数] 正副各1部

[添付書類]

- (1) 寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類
- (2) 寄附行為新旧比較表
- (3) 理事会及び評議員会の決議録
- (4) 変更後の寄附行為

[備 考]

- ① 寄附行為で定める「学校等の名称、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わない場合のみ)、公告の方法」を変更する場合は、この届出によること。
- ② 登記事項の変更にかかる場合は、登記完了届を提出すること。

事務連絡
平成27年3月3日

各都道府県私立学校主管課
文部科学大臣所轄学校法人 御中

文部科学省
高等教育局私学部私学行政課

幼保連携型認定こども園のみなし認可に伴う寄附行為変更の取扱いについて

平成27年4月1日より、子ども・子育て支援新制度が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「一部改正法」という。）による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「旧認定こども園法」という。）第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設（幼稚園及び保育所から構成されるものに限る。以下同じ。）で私立のものは、一部改正法附則第3条第1項の別段の申出があったものを除き、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園の設置の認可があつたものとみなされることとなります。

このことにより、新認定こども園法上は幼保連携型認定こども園の設置の認可の手続は不要となります。学校法人が当該幼保連携型認定こども園を設置する場合、その設置する私立学校の学校種が変更されることとなるため、寄附行為の変更が必要となる場合も想定されるところです。

当該寄附行為の変更については、新認定こども園法上も幼保連携型認定こども園の設置の認可の手續が不要とされていることを踏まえ、みなし認可に伴い当然に変更が必要な事項については、認可ではなく届出とするよう、下記のとおり私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）の改正を予定しております。本件につき、御承知おきいただくとともに、各都道府県私立学校主管課においては、所轄の幼稚園を設置する学校法人に対して御周知願います。

なお、現在、私立学校法施行規則を含め、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い改正が必要となる文部科学省関係省令を一括し、整備省令の策定作業を行つ

ているところ（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案として、平成27年1月23日から2月21日までパブリックコメントを実施していたもの。現在、制定に必要な手続を行っているところ）ですが、当該省令の公布の際には改めて通知等で御連絡させていただきます。

記

1. 私立学校法施行規則の改正イメージ

以下のとおり、私立学校法施行規則の改正を予定していること。

附則に次の一項を加える。

12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第三条第一項の規定により認定こども園法第17条第1項の設置の認可があつたものとみなされたこと（以下この項において「みなし認可」という。）に伴い寄附行為を変更しようとする場合における法第45条第1項（法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定める事項は、第4条の3第1項の規定にかかわらず、次とする。

- 一 法第30条第1項第1号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項
- 二 法第30条第1項第2号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、次号の名称の変更に伴う変更に係る事項
- 三 法第30条第1項第3号（法第64条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる事項のうち、みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項

2. 留意事項

(1) 附則第12項第1号関係

みなし認可に伴う法令の名称の追加又は削除に係る事項としては、寄附行為の目的中、設置する私立学校の根拠法を「・・・学校教育法に従い・・・」あるのを、「・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い・・・」等に変更する場合を想定しているものであること。また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」を追加することに伴い、目的規定中、「学校教育」を「学校教育及

び保育」等に変更する場合においても、法令の追加に伴うものとして届出とすることができるものとすること。

(2) 附則第12項第2号及び第3号関係

みなし認可に伴う学校の種類の変更に伴う変更に係る事項としては、みなし認可の効果として幼保連携施設を構成していた幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するにあたり、寄附行為の設置する私立学校の名称中「〇〇幼稚園」とあるのを「〇〇幼保連携型認定こども園」等に変更する場合を想定しているものであること。この場合において、当該寄附行為中、幼稚園の名称を用いでいる箇所を幼保連携型認定こども園の名称に変更する場合も、同様に届出とすることができます(例：理事の選任の要件に〇〇幼稚園園長としている場合に、〇〇幼保連携型認定こども園園長と変更する場合等)

また、学校法人の名称にその設置する私立学校の名称を使用している場合に附則第12項第2号の規定により、「学校法人〇〇幼稚園」を「学校法人〇〇幼保連携型認定こども園」等と変更する場合も届出とすることができます(例のこと)。

なお、幼保連携施設の設置等を目的として、認可保育所を設置している学校法人については、適切な法人運営を確保する観点から、当該認可保育所を寄附行為に記載するよう指導（「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて（平成14年7月29日文科高330号）」）していたところであるが、旧認定こども園法第3条第3項の規定による認定を受けた幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所は、みなし認可により当然にその設置の認可が失効し、幼保連携型認定こども園の認可があつたものとみなされるため、寄附行為における当該保育所の削除についても届出とすることができます(例のこと)。

(3) その他

① 幼保連携型認定こども園を設置する学校法人の寄附行為について

みなし認可に伴い当然に変更が想定される寄附行為の変更については、私立学校法施行規則の改正等により届出とができるものとするが、届出とした事項の全てについて必ず改正が必要となるものではなく、寄附行為の変更の要否や記載内容は、学校法人の判断により行われるべきものであり、学校法人の特殊事情を考慮して画一的に取り扱うことがないよう留意が必要であること。また、みなし認可に伴い当然に変更が想定される事項以外の事項（例：役員の定数等）については、従来どおり認可が必要であること。

② 既に認可等を行った場合の対応について

今回の措置は、一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）等を施行日として、既に寄附行為の変更認可等を行った場合等を妨げるものではなく、認

可を受けた寄附行為の変更について改めて届出を行う必要はないこと。

③登記について

今回の特例措置により届出とされた事項についても、法令上、登記が必要なものについては適切に登記を行う必要があること。

④一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）の前に保育所を設置する場合の寄附行為の扱いについて

幼稚園を設置している学校法人が、幼保連携型認定こども園のみなし認可を受けることを目的として、一部改正法の施行の日（平成27年4月1日）の前に保育所の設置認可又は他の法人から保育所の事業譲渡を受けることにより幼保連携施設を設置するケースが想定されるが、当該保育所が保育所としての事業の継続を予定しておらず、みなし認可に伴い、幼保連携型認定こども園として活動することが予定されている場合には、当該保育所の設置に伴う寄附行為の扱いについては、「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて（平成14年7月29日文科高330号）」にかかわらず、寄附行為に記載しないこともできることとすること。

【本件問合せ先】

<本通知の内容について>

高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

TEL：03-5253-4111
(内線2533)

<本通知に基づく文部科学大臣所轄学校法人の寄附行為変更について>

高等教育局私学部私学行政課法人係

TEL：03-5253-4111
(内線2534)